

療養費

急病・旅行中・資格取得の手続き中等、やむを得ない事情によりマイナ保険証等を持たずに医療機関を受診し、医療費を全額自費で支払ったとき（立替払）、または、コルセットなどの治療用装具、医師に治療上必要と認められたはり・きゅう・マッサージなどは申請により自己負担分を除いた保険者負担額が支給されます。

○必要書類

【医科・歯科・調剤】 ・療養費支給申請書 ・診療報酬明細書（原本または原本証明されているもの） ・領収書（原本）
【装具】 ・療養費支給申請書 ・医師の証明書（意見書、指示書等）（原本） ・領収書（原本） ・（靴型装具のみ）装具の写真
【あんま・マッサージ、はり・きゅう】 ※H31.4 施術分以降、償還払い方式 毎月必要 ・療養費支給申請書（あんま・マッサージ用）または（はり・きゅう用） <u>必要事項を満たしていれば施術所の任意の様式でも可</u> ・領収書（原本） 初回および 6 か月ごとに必要 ・医師の同意書（原本） 該当する場合に必要 ・施術報告書（写） ・往療状況報告書（内容が分かるもの） ・1 年以上・月 16 回以上施術継続理由・状態記入書

申請受付後、審査を経て支給決定いたしますので、支給は申請から 1～2 か月後となります。